

近世における掛川

石野 武文

一五六八（永禄一一）年、尾張国守織田氏の家臣から身を起した信長が、長い間の戦国の争乱を群雄にさきがけて、天下を統一の道を開き、近世封建社会の歩みをはじめられた。

庶民はこの平和に大きな喜びをもちはじめたが、支配権力の封建支配が、荘園制度の解体にともない、土一揆などのたたかを通して農民の自立が認められる封建社会が成立した。

強力な専制主義によって、大名領地に新地の宛行を敢行して朱印による許可制の単一な機構に改められ、所領の知行権という形で土地・人民の私有を認める中で中央集権の実をあげてきた。農民は検地により田畑の耕作権は認められたが貢租の負担が義務づけられたのである。

今川氏の検地は豊臣秀吉によって更に、竿の長さを確定し、文禄六年の山内一豊の検地が施行され、刀狩りと共に、旧名主の系譜の階層を武士階級として家臣団に編成された。その反面農民は武士化する道をたたれて、土一揆に蜂起する術を失なってしまう、近世封建社会を築きあげる基礎的作業であった。

また商業面に於いても、商品の流通に城下町の整理と繁栄策が採用されてきた。山内一豊による掛川城の城下町も商業の発展を重視し、代官を置き、それぞれの町ごとに組頭を置き秩序と繁栄策をこうじて、経済力を把握した中で絶対主義的支配を伸ばしたといえる。

安土・桃山から江戸初期の時代の大きな傾向が指摘される。一つは戦国時代いらいの大名領国における産業の奨励と鉱山の開発などによる富国強兵策が実を結んで、農業生産力の向上に伴ない人民の生活に余裕がでてきた。それが華麗な文化をつく

り出したり、刹那的な欲求をみたすような、不安をひそめていたことも、文禄・慶長・関が原・大阪の冬・夏の陣があったこととどうなづける。

二つめには今まで唐天竺をふくめた三国の世界観が、西洋にまで視野を広げざるを得なくなり、鉄砲による革命が、更に宣教師などの教義の普及で、異国情緒の風が取り入れられてきた。三つには都市生活の発展により、町衆とくに上層町衆の社会的地位が高まって、その活躍がめだってきたことである。

関が原の役より大阪冬・夏の陣までの間に、大名たちは幕府に服属させられ、幕府は巧みに配置をし天領を定め直轄し、一六一五（慶長二〇）年に武家諸法度を定めて、大名たちの転封除封をいつでも行なえるようにして、一応は幕府の拘束を受けながらも、自ら国法を制定し、年貢徴収権をはじめ、行政・司法権を持つ藩としての独立封建国家となった。

このように近世封建の政治形態は、士農工商更に穢多・非人の身分階層を作り、この身分の間の細かい差別が法度によって規定せられて、人民の行動は些細な点まで画一化され、個人生活は類型化する傾向が出てきたのである。

一六〇九（慶長一四）年正月の法度には「一般庶民は門立すべからず」「布帛もて頬をからげ、其外面をつつみ掩ひたる者あらば、見受けしままに誅すべし」といい。

一六二八（寛永五）年二月の令によると「農民は布木綿を着すべし、されど里正及び農夫の妻女の袖衣服をゆるすべし」という。公家諸法度をみると「威儀をつつしむ、朝参の刻限定例を守るべし、昼夜とも故なく市街小路を徘徊あるべからず」と規定している。このようにあらゆる身分の人にまで生活の規定が行なわれた。

一六四九（慶安二）年の「慶安御触書」は諸国鄉村へ仰出された条々で、農民に対して生産の増強と消費節約をこまかく示した「法度政治」が人々の生活を律したものである。

しかし問題になったのは、従来の地位を失なつて、落魄した者で、主を離れ禄を失つた武士階級が、新たに庶民的世界に入つた牢人層である。関ヶ原役後約一五万、三代家光の代までに約二五万に達したという。彼等は再び仕官を望み、名譽と権力と利益を併せおさめることが願ひであつた。社会が平和になり大名の地位が安定すればする程に、牢人の就職は困難となつたのである。彼等は事變の發生を期待して主取りしようという考えが強かつた。

次にキリシタン教徒の問題である。キリスト教の組織的で統制力のある伝道法や、平易化された信仰内容、人格識見と熱意をもつた伝道者たちの活躍は庶民階級まで普及した。その布教の激烈さは、神殿・仏堂の破壊・仏像仏具の焼却などの暴行が行なわれるようになると、キリスト教の禁止を令した。その政策も、一六一一（慶長一六）年に宣教師の秘かに布教するものを逮捕し、改宗を認めぬものを国外に追放し、あるいは火刑の如き嚴刑をもつてのぞみ、そのまま鎖国への道を辿るのである。江戸幕府は、最初より、牢人対策、キリシタン対策には、抑圧の態度で臨んだのである。一六三七（寛永一四）年十一月の天草の乱の如き、牢人と教徒の提携した事件である。

此の鎮庄に出陣した板倉内膳守の差し添え役となる石谷十蔵貞清は西郷の石ヶ谷の出身である。後に江戸町奉行を行い牢人の再就職に尽力したことでも名を残している。

一六三三（寛永一〇）

年二月から数次にわたる寛永鎖国令は一六四一（寛永一八）年一〇



月に完成した。この禁令の主眼がイスパニヤ、ポルトガル船の来航に重点をおき、中国・オランダの通商は制限された形で許容されていたので、当時としては「鎖国」という觀念ではなく、日本人及び日本船の異国渡航禁止という海外発展の道をたれたことであり、一部の町人たちの抵抗はあつたといわれている。が庶民生活への影響は具体的になる程強烈ではなかつたと思われる。

明暦の頃から、幕藩体制確立期の法度政治の武断的政策に修正を加え、大名の改易を減じて牢人の發生を少なくし、牢人の就職を助けて取締りもゆるやかになつた。いよいよ文治政治への展開であつた。牢人の中から学問・芸術に貢献する人が現われる。

「憂き世」が「浮き世」に転じた元禄時代への道が開かれるのである。

寛文から享保（一六二四～一七三五）年という時期は、あいだに元禄という年代を含んで、きわめて変化に富んだ時で、封建制度の理念が社会の隅々まで浸透する時期でもある。

幕府は正學と定めた朱子學以外の學問を弾圧すると共に、理念の統一を図り、何事によらず先例の尊重を第一義とし、山鹿素行が朱子學の批判によつて播州赤穂に流され、三年後には陽明學者熊沢蕃山も吉野山に身をかくしたりした。又、日蓮宗の正統をもつて任ずる不受不施派の弾圧をしたりしたのも、幕府は異學に対する圧迫と同じ趣旨であつたが、不受不施派は他宗からの施しを受けないし、他宗の者に施しをしないという戒めで、封建社会の政治批判から出たものではなかつたが、幕府の嚴重な禁制の中におかれたのである。

「一女院御所姫宮方上之御服、一おもてにつき白銀五百目より高値に仕問敷候」「一御本丸女中上之小袖、一おもてにつき三百目より高値にいたすましく候」というように一六六三（寛

文三) 年一〇月の御触であるが、一六八三(天和三) 年二月の御触をみると「先だつて仰せ出され候条目の通、中間、下女、はしたの分、半えり、袖へり、上下帯、頭巾、三尺手拭、鼻紙袋、巾着等に至迄、惣て木綿麻布之外、一切停止せらるべきの旨今日仰せ出され候云々」というように、封建制度の身分的な規制が、法令を通じて衣服にまで及んでゆくのである。

長崎で取引される商品の量が著しく減少し、前代までの大商人たちも、小さな天地の中で安住するほか、海外の進出は許されなくなったため、国内流通に転換し、集積された資本で大名貸という形で封建制度に寄生していく姿がうかがえる。

大名貸が、諸藩の経済は田畑からの貢租でまかなわれ、やつの財政であったのが、参勤交代制度による江戸居住は大名にとって、すべて赤字でまかなわれなくてはならなかった。大名はやむなく、その赤字を商人からの借金によって切り抜けていったのである。しかし、商業資本は大名貸により殆んど貸倒れの運命を辿ったのである。

農村の小商品生産はかなり順当な展開をみた。近世初期における農業技術の発達と、肥料の発達は農村の生産力を高めていった。巨大な人口を擁した消費面をもつ近世都市の成立である。江戸は大名家族の江戸住居をふくめて約一〇〇万の人口にふくれがあり、京都二〇万、大阪二五万という都市が成立した。

この人たちの衣類、住居、菜も大根も都市に向って商品化され都市周辺の農村がいち早く商品経済の波にのまれ、交通の発達に伴ない遠隔地へと商品は搬入されていった。大阪に集まった生産物は、実綿、線綿、かせ糸、白木綿、米、菜種、紙類、材木、鉄、銅、生ろう、あい玉、煙草、干鰯等々であった。

中山峠の仲吉は米問屋となり下総屋庄右衛門の二代目となりし美談が残されているのも寛文の頃のことである。

井原西鶴の「日本永代蔵」には「難波の津にも江戸酒つくりはじめて一門栄ゆるものあり、又銅山にかかりて俄分限になる

もあり、吉野漆屋して人の知らぬ埋金ある人もあれば、小舟作り出して舟問屋に名をとるもあり、家賃の銀借して富貴になるもあり、鉄山の請山して次第分限の人もあり、これらは近代の出来商人、三十年このかたの仕出しなり」と記されている。一代にして巨富を築きあげた商人は明暦から寛文にかけてのごとであった。元禄の社会を荻生徂徠は、「商人の勢い盛に成りて、日本国中の商人通じて一枚と成る。物の値段も遠国と御城下と釣り合せて居る故、数百万人の商人一枚になりたる勢いには勝れぬ事にて」といつている。

商人たちはその財力に物をいわせて、現実の生活に快楽を見出そうとしたのである。身分には士農工商の最下位にありながら、その日常生活は大名をしのぐ勢いであった。そうした生活の中で商人等は自分の趣味にもとづいて芸術や文化にも影響を及ぼしていったのである。茶道、茶器、友禅、光琳など巨匠があらわれてきた。芝居や遊里などは「忘八」と呼ばれるように封建社会の基本的な倫理である。仁・義・礼・智・忠・信・孝の八つの道徳を忘れるところとされていた。

農業経営面積は諸侯が争って、広めるべき努力をし、新田の開発などに力を入れてきたから、町人や豪農による新田の開発はめざましいものであった。そのうえ農具の改良などが行なわれて、こまさらえ・唐箕・千石通し・千歯こきのような新しい道具があらわれて生産の能率をあげ、金肥の使用が生産力を向上させた。それに伴い農村人口は上昇するのである。また農村の商業的農業の普及は分業の発達を促し、農業生産と衣料生産との分離をもたらす傾向が見え、各地の特産物が名産として名をあらわし、手工芸の発展が農村の自給自足経済から脱却をはじめたのである。しかし農村の中には富豪な農民層とそれによって没落した小作や年季奉公人、あるいは日傭・年傭の労働力となって生活してゆく層とが分解されてきたことである。しかし封建領主は消費の増大から、これらの生産物に対する搾

取の手を伸ばしてきたため、より以上の発展は見られなかった。

掛川藩は新田開発一本やりで生産力の増大をはかってきたがその限界に達してくると、貢租率を引きあげ、五公五民や六公四民の貢租がかけられて来たのである。一六八五（貞享二）年の豊年税書には、一町歩を持つ百姓の経営が四公六民の租率でも、なかなか成立し難いことが記されている。このため農民の離散が相次ぎ田地が荒廃・放棄される事態が「人別帳」を比較してみるとうかがうことができる。このような農村破壊の進む中で、村々の総代を通じて訴え出ていたのであるが、部落部落の百姓達が互いに団結を強めていったのである。又、庄屋や村役人の辞退が相続き、百姓たちは連名で庄屋をお願いする村も出て来ている。

幕府は元禄の年代に於いて、萩原重秀による貨幣改鑄により五〇〇万両の利益を得ている。この悪質貨幣の鑄造は、庶民の経済生活を混乱させ、物価を高騰させたばかりでなく、物資の流通も円滑を欠き、商人の倒産も少なくなかったといわれる。そのため商人は株仲間を結束させ、地方にまで及んで来た。また幕府の統制が厳しくなり、奢侈な生活は取りつづしをかけたりにして、八代將軍吉宗の改革で仕上げられた。

吉宗は、これまでの幕府政治とは異なり、文治政治的傾向の形式主義は内容の堅実さを欠くことが多かったし、日常生活は全く無視されたものを改めたもので、大岡忠相町奉行にみるように、社会正義の通念に従って裁きを下し、形式でなく内容が重視される時代になってきたのである。

しかしその内容は決して新しい進歩を意味するのではなく、幕府の創設の精神にかえることで、勤儉・尚武を奨励し、家康の政治の古えにかえすをもって理想としたものである。

封建社会の危機が、単なる勤儉・尚武で乗り切れるものではなく、農業生産力は限界を示し、わずかの飢饉・疫病も直ちに社会的な反応となつてあらわれる時代であった。吉宗の時代にな

つても一揆や強訴は決して跡を絶つてはいない。

飢饉の影響を軽減するために甘藷の栽培を奨励している。が商業高利貸資本と幕藩体制の結びつきは、いよいよ固くなって政治の表面から人間性の内面に至るまで固い類型化があらわれて、それが凍結していくのが享保の時代の一つの姿である。

緊縮政策のみによって維持されようとした幕府政治も、田沼意次の登場により、かなり思い切った政策がとられている。百姓や町人の能力を最大限に利用する方向をもつて、彼は百姓や町人に名字帯刀を許し、特に御用商人については殿中に伺候させり、開発事業に多くの町人に請負をさせている。

この積極政策の中心は江戸を中心として活発な活動が、京阪に向けて物心の動きが見られてくる。今迄は京阪が中心であったが反対に江戸より京阪に流れが変わつて来たことである。

この時代に発達したものに、黄表紙や洒落本があり、川柳、狂歌、講談、長唄、常盤津などがすべて江戸を中心としていた。

田沼意次は更に専売政策を行なった。朱座、人参座、竜腦座明礬会所、石灰会所等々をおき、硫黄、油等の問屋を定めて一般の売買を禁止せしめたが、それらが多くの利益を大町人にのみ独占せしめ、小商人をその将外においたことである。下駄屋甚兵衛の上書に「諸国売買不自由に相成候而已ならず、交易片落にいたし候而、其利を得るものは問屋株之類斗にて、未末商人は何事によらず利潤薄く相成候云々」とあることから知れる。この専売制度のもたらすものは、直接生産者たる百姓の困窮である。百姓はこのために、自らの生産品を自由に販売することができないばかりでなく、価格の上でも極めて廉価に買いたたかれたのである。米作りだけの百姓は少なくなり、商業的作物や他の商品生産で家計を補充するものが多く目立ったのである。その頃の百姓一揆は米価の騰貴を理由にしたものが意外に多くなっている。

こうした矛盾の一切は消費生活者にしわ寄せられて、武士の

生活は早くから行なわれた半知や借上げで、相当に苦しいものであったが、問屋株による物価の統制とその利潤の追及は、武士の生活を更に苦しめていった。そのために身を持ち崩したり博奕や喧嘩に町人との出入りや紛糾が出てきたりした。こうした経済生活の不如意が武士を末期的症状に追いやったのである。

松平定信の登場になり寛政の改革が行なわれるのである。

これは田沼政治の裏返しで、吉宗の享保の改革にかえることを理想とした。勤儉尚武を眼目とし、風紀の肅正に意を注いだ。

大名から町人に至るまで、厳重な規制が設けられ、それに背くものは容赦なく取締られた。民間の高価な菓子、破魔弓、羽子板、雛道具などの金銀箔の禁止、女子の小袖や染模様、価格の制限、等々日常生活の隅々にまでその監視の眼が光ったし、風紀の肅正として淫売婦、混浴、女髪結、賭博など、書物では草双紙、遊湯文学、花柳文学の禁止と続いた。

しかし時代の進歩の波は、定信の封建的な理想主義より進展していたために、単純に押え切れるものではなかった。農村における商品生産、それを掌握してきた商業資本のため、僅か七年足らずで寛政の改革は終わってしまった。

「白川の清き流れに魚すまず、もとの田沼の泥ぞ恋しき」当時の落首である。

将軍家斉の「大御所時代」が多分に享樂的な生活の反映か、大平の空氣が流れて、町人文化の花が一時に咲き出したのである。広重、北斎の浮世絵、山東京伝、滝沢馬琴、柳亭種彦、式亭三馬、十返舎一九など読み本、小説が流行し、陶磁器、蒔絵織物等の美術・工芸品の發達が著しかったのである。

文化、文政では日坂の大須賀鬼卵の小説・東海道人物誌に紹介される人たちの名があげられる。

日坂駅には齊藤次右衛門、鳥居文左衛門、松浦浅右衛門、石川依平、福岡俊益、齊藤又兵衛、成瀬宗兵衛、落合与右衛門、伊達本瑞などが俳諧、狂歌、書、医等に名を連ねている。

掛川駅では中村葛嶺、鳥居半十郎、鳥居平九郎、畔柳源四郎、本間中郎、海老原源五郎、岡田与八、兵藤章吉、高村小作、山崎忠七、山崎澄子、小関松之助、戸田要次郎、岡田鉄次郎、中山金藤太、小沢喜三次、村松九八郎、大庭重次郎、山崎杏庵、村松甚蔵、竹内玄撮、大庭惣吉、三浦藤十郎、柴田又五郎、大庭美知子、伊藤祐九郎、戸塚文教、鳥居半助、祖父江庄司、本間春伯、寛直太郎、高村六右衛門、兵藤庄右衛門、三浦葉方、沢野弥三左衛門、松村源太、岡田三右衛門、宮沢伊太郎、岡田十平、小沢富三郎、手塚林平、大庭代助、河村礼助、海野健次、村松奥五郎、匂坂求馬、長谷川佐野四郎、鳥居佐平治、鈴木富藏、松井弥平次、大庭楚恵子、山田久七などの漢学、詩、算学、碁、俳諧、書、茶道、狂歌、画、乱舞、太鼓、医などにその名を残している。

やがて幕府や諸藩の財政窮乏のもとに終りを告げるのであるが、大阪や江戸の大商人が大名貸しに対する不信の声があまり借銀を返済しない諸大名には不調達を申し合わせたのである。しかも天災、飢饉が連年のように農村を荒し始めて来たので、復旧できない耕地がふえていった。こうした生産力の荒廃が百姓一揆の頻発を誘ったのである。文政六年から天保三年の十年間に七十七件の一揆が起り、天保十三年の十年間には一〇七件と増大し、規模も大きく全藩的に広がりを見せてきた。

水野忠邦による天保の改革が發せられ、勤儉、尚武の奨励で儒教的倫理からみれば悪の標本と見られてきた。

一八四二（天保一三）年の「浮世の有様」に紹介された文には五月五日の端午の節句の日に「辰の下刻より雨止む、質素儉約厳しき御触れ故、衣服に事欠く者多きと見えて、道に歩き行く者も至って少く、世間至って物淋しき事なり。偶に往来せる婦人の髪は、之迄髪結に結わけて自身結ひし者なれば、其見苦しき事甚しく、外に出でざる婦人を見るに、家毎に何れも髪結ひしはなく、大抵は梳髪なり。不将なる事というべし」と書かれ

ていた。まことに沈滞した、活気のない社会生活であった。

太平の生活に馴れた町人は、儉約令によって大打撃を蒙り、物価は二割の強制値下げで、多くの店は破産に追いこまれ、改革の意図が衣食住を改めることであったので日常生活は一変せざるを得ない状態であった。

株仲間の解散により在郷商人層の台頭が、家内工業の発展と共に地方地方に新しい市場が出来て、今までの城下町や門前町になかった新しい町づくりがなされてきた。各地の特産物が自生的な展開をするめえができてきたのである。

検 地

松 浦 一 二 三

此の稿の始めは石野原泉小学校校長の原泉地区歴史資料の発掘、古文書によるものである。幕藩時代の農村を知るには地方(ぢかた)文書として残されている、いわゆる地方三帳即ち御取箇御帳、年貢割付状、年貢皆済状の三種と、同じく各村々の検地帳(水帳)、宗門改人別帳、〇〇村差出帳、及五人組帳とそれに附随している五人組帳前書を読むことである。然し時代は隔たり、各村々の重要文書とはいえ、その一片の古文書でも見ることが出来れば幸であるという現在である。

原泉の古文書

覚

一御検地慶長九甲辰七月と申伝は御座候得共、御検地御帳面

は焼失仕無御座候、依夫其節之御検見帳段々用申候、其後掛川御城主井伊兵部少輔様之御時に、宝永元申の年之御検見帳相用来申候。

一新田御検地、正保五子の年北條出羽守様之御時と申伝に御座候得共、御検地御帳面は焼失仕無御座候、依夫右之通り宝永元申の年之御検地帳相用末申候。

右は此度御頭被仰付候に奉畏御座候。以上。

寛延三年午の三月 佐野郡萩間村

新見御役所

権左衛門

次右衛門

九左衛門

角右衛門

新見御役所とは、中泉代官大草太郎左衛門の代官役所であり寛延三年とあるから、寛延二年から宝暦四年迄代官であった太郎左衛門政美の時である。中泉代官の照会に対する返書である。慶長九年に施行された。世にいう辰の検地、伊奈備前守の検地帳水帳と正保五年北條出羽守の施行の新田検地の水帳が火事の為焼失して村に残されていない故、宝永元年の井伊兵部少輔の検地帳を代用していると報告している。

検地とは

原泉地区旧萩間村の古文書にある検地とは、言葉ではわかっているが改めて考えてみよう。封建制度のもと士農工商の身分制は、安土桃山時代の刀狩による如く兵農分離、座、市の発達に伴う農商分離の政策により固定してきたものである。豊臣秀吉の行った、世にいう太閤検地に続き、江戸幕府や諸藩で行った検地によって農民即百姓の身分が独立していった。

検地は土地の丈量を行い農地の生産力を法定化し、年貢扶役等の賦課の基準を定める作業である。